

令和7年12月17日
課名 商工労働局商工労働総務課
担当者 課長 藤原
内線 3310
課名 商工労働局県内投資促進課
担当者 課長 栗栖
内線 3375

広島県地域未来投資促進基本計画の変更について

1 要旨

地域未来投資促進法（以下「法」という。）に基づき策定した広島県地域未来投資促進基本計画（以下「基本計画」という。）について、国と基本計画の変更案に係る協議を行う。

【改定の理由】

福山市からの要望に基づき、市街化調整区域での開発許可の手続きの配慮等を受けるため、令和6年4月1日付で国から同意を得た県基本計画を変更するもの。

2 地域未来投資促進法の概要

本法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域へ相当の経済効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者を支援するものであり、土地利用の規制緩和、税制優遇、金融支援など様々な支援措置の活用が可能になる。

国の基本方針に沿って都道府県（及び市町村）が策定した基本計画に基づいて、事業者が地域経済牽引事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、都道府県に申請する。

3 変更内容（詳細別紙のとおり）

(1) 重点促進区域の設定

福山市内の神辺町大字八尋（字野保呂）

(2) 土地利用調整を行う際の基本的な事項の記載

本区域内に農地及び農用地区域内農地並びに市街化調整区域が含まれるため、重点促進区域の設定に伴い、開発許可の配慮等を受けるには、土地利用調整計画の策定が必要となることから、その基本的な事項について記載する。（法第4条第2項第9号）

4 国の同意予定

令和7年12月中旬予定

5 参考：地域未来投資促進法の手続きの流れ（経済産業省HPより抜粋）



○今回の変更は文章の追加のみ。

(既存文章の変更はなし)

○追記箇所は朱書き下線部。

第2期広島県地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年8月1日現在における広島県の行政区域（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）とする。概ねの面積は約85万ヘクタールである。



なお、本区域内において、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区の環境保全上重要な地域については存在しない。

また、本区域は、開発予定のない山林地域、自然公園法に規定する自然公園地域（国立公園、国定公園、県立自然公園）、広島県自然環境保全条例に規定する広島県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、特別保護地区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、世界遺産指定地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本県は西日本のほぼ中心に位置し、古くから瀬戸内海や山陽道を通じて、人とモノ、情報が活発に交流する「東西文化の結節点」の役割を担ってきた。また、中四国地方の中央部にも位置しており、南北軸の中核拠点として、やまなみ街道やしまなみ海道を通じ、観光・文化交流や産業連携が活発化している。

国内の大都市圏とは新幹線や航空機などの基幹交通網で結ばれており、西日本はもとより、首都圏とも日帰りが十分に可能な時間距離にあり、首都圏や関西圏に事業所を有する企業との迅速な人的・物的交流も円滑に行うことが可能となっている。

また、東アジアとも近接し、特に中国、韓国、台湾へは、航空・海上輸送の運航便数が充実しており、高頻度・短時間でのアクセスが可能となっている。

また、西は太田川や小瀬川、東は沼田川や芦田川、北は江の川水系の水量豊富な河川が流れ、大量・高品質な用水を必要とする産業の立地も可能となっている。

人口は 274 万人（令和 5 年）で、県西部の広島市、東部の福山市を中心に、地方圏有数の人口・産業規模を有している。また、高速道路や鉄道により、県内の主要都市間は相互に 1 時間圏内で結ばれており、日常的なレベルで連携・交流が可能な経済圏を形成している。

こうした自然環境を含めた地理的条件から、豊かな自然環境やプロ球団等のスポーツ資源を活用したスポーツ分野での産業も発達している。

②インフラの整備状況

県内には、山陽自動車道、中国縦貫自動車道、中国横断自動車道広島浜田線、西瀬戸自動車道、中国横断自動車道尾道松江線及び東広島・呉自動車道が整備されており、縦と横のラインで井桁状の高速道路ネットワークを形成している。

これにより、広島市から主要都市への高速道での所要時間は、福岡市 3 時間 30 分、大阪市 4 時間、名古屋市 6 時間、東京都心部 10 時間程度となっており、関西、九州、山陰や四国へのアクセスに優れている。

このため、国内の主要都市圏はおおむねトラック輸送が可能な範囲にあり、特に物流拠点等の新規立地が期待される。

海上輸送については、国際拠点港湾である広島港、重要港湾である福山港、呉港、尾道糸崎港が中心的な役割を担っている。広島港は、中国や韓国を中心に国際コンテナ定期航路が週 18 便（中国 7 便、韓国 9 便、台湾・香港 1 便、韓国・台湾 1 便）、北米向け在来船が月 1 便、福山港も中国、韓国及び台湾・東南アジア向けに国際コンテナ定期航路が週 11 便寄港している。令和 2 年の輸出入コンテナの取扱量は 305 千 T E U となっている。

航空輸送については、県中央部に 3,000m 滑走路を備える広島空港がある。就航路線は国内 5 路線・1 日 24 便（東京（羽田）、成田、新千歳、仙台、那覇）、国際 7 路線・週 12 便（ソウル、大連、北京（大連経由）、上海、台北、香港、シンガポール、バンコク）を有している。

令和 3 年度の貨物取扱量は約 5,820 トン、乗降客数については約 98 万人、着陸回数は約 7,400 回となっている。

こうした状況において、本県では、自動車、一般機械、鋼鉄・金属製品、半導体及びその関連産業の企業の集積や、瀬戸内が有する多島美や海の幸や柑橘類などの食資産など、幅広い観光資源を活かした観光産業が集積している。

また、国が大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、本県においては、国の取組と一体となって企業や研究開発機関などの誘致を推進していくための協議会設置し、県独自の支援制度を創設するなど、環境・エネルギー関連産業の新規投資・事業拡大を図っている。

③産業構造

本県は特定の産業に過度に依存することのない、バランスの取れた産業構造を有し、基礎素材、加工組立、生活関連の各分野でオンリーワン・ナンバーワンの有力企業が集積している。本県産業が持つ多様な製造技術、それに基づいた新分野への適応力を活かすことで、新たな製品・市場を創出する大きな可能性を秘めている。

【県内の主な製造業内訳（製造品出荷額順）】（2022年経済構造実態調査より）

産業	製造品出荷額等	割合
	百万円	
輸送用機械器具製造業	3,053,096	30.70%
鉄鋼業	1,393,032	14.01%
生産用機械器具製造業	874,288	8.79%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	693,669	6.98%
食料品製造業	589,297	5.93%
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	579,728	5.83%
はん用機械器具製造業	459,779	4.62%
化学工業	383,258	3.85%
金属製品製造業	350,994	3.53%
非鉄金属製造業	293,676	2.95%

④教育機関

県内には広島大学を始めとした大学21校、短期大学4校、国立高等専門学校2校がある。

また、本県は20世紀初頭に官立の教員養成機関として広島高等師範学校（広島大学の前身）が創立されて以降、教育先進地としての位置づけも高く、令和3年度の高等学校卒業者の大学進学率は60.5%と全国平均（58.9%）を上回っており、全県的に高等教育への指向が高いのも特徴である。

⑤産業支援機関

産業支援においては、公益財団法人ひろしま産業振興機構を中心機関として、工業、食品工業、農業等の各分野の研究開発に取り組む広島県立総合技術研究所や、独立行政法人中小企業基盤整備機構中国支部、公益財団法人広島市産業振興センター、公益財団法人くれ産業振興センター及び株式会社広島テクノプラザ等の支援機関等が協力・連携する体制を構築している。また、東広島市の広島中央サイエンスパーク内には、ひろしま産業共同研究拠点を始めとした14の研究開発・支援機関等が集積しており、隣接する広島大学とも一体となって高度な研究開発拠点を形成しているのも大きな特徴である。

教育環境・研究資源が充実していることから、自動車関連産業の製造業の技術を起点とした产学研連携の取組や、健康・医療関連産業でも大手メーカーと大学等が連携した

研究・製品開発等も活発に行われている。

⑥人口分布の状況等

広島県の人口は、平成 10 年（288 万人）をピークに減少しており、令和 2 年の国勢調査による 10 月 1 日現在の人口は 2,799,702 人となった。平成 27 年と比べると 44,288 人、増減率にして 1.6% の減少となっている。

人口が最も多いのは広島市の 1,200,754 人で県人口の 42.9% を占めている。次いで福山市、呉市、東広島市、尾道市の順となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

新たな挑戦を行う企業や人が活発に活動し、イノベーションを通じて新しい経済成長のステージが生まれることで、魅力のある雇用・労働環境が創出され、将来に向けて大きな希望が持てる強固な経済基盤を整備することで、高い付加価値を創出するとともに、質の高い雇用の創出を目指す。

令和 3 年の本県の製造品出荷額等は 9 兆 9,439 億円で、全国 10 位、中国・四国・九州地方では 1 位の規模を有する工業県である。製造業集積における本県の強みは、自動車、造船、鉄鋼、化学、電子・電気機械、一般機械など多様な分野で有力な大手企業を有しつつ、これらを支える技術力の高い中堅・中小企業が数多く立地している点であり、これらが取引や技術面で相互につながりを持ちながら、各地域がそれぞれの特性や強みを生かした層の厚い産業集積を形成している。こうした産業集積を基盤に、機械・金属関連、化学、食品、木材・木製品、繊維などの多様な分野で、全国的・世界的に高いシェアを持つオンリーワン・ナンバーワン企業が数多く立地しているのも本県の特徴である。

また、本県は特定の産業に過度に依存することのない、バランスの取れた産業構造を有し、基礎素材、加工組立、生活関連の各分野でオンリーワン・ナンバーワンの有力企業が集積している。本県産業が持つ多様な製造技術、それに基づいた新分野への適応力を活かすことで、新たな製品・市場を創出する大きな可能性を秘めている。

（2）経済的效果の目標

「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」において、県の取組による付加価値創出額を令和 12 年（2030 年）に 5,000 億円にするとしており、この目標を基準に当該計画期間内である令和 10 年（2028 年）には次の目標を達成することを目指す。

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値創出額	11,897 億円	15,575 億円	23.6%

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	創出額
輸送用機械器具製造分野の付加価値額	8,476 億円	9,974 億円	1,498 億円
健康・医療関連分野の付加価値額	267 億円	408 億円	141 億円
環境・エネルギー分野の付加価値額	684 億円	1,109 億円	425 億円
観光分野の付加価値額	2,470 億円	4,084 億円	1,614 億円
計	11,897 億円	15,575 億円	3,678 億円

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が6,985万円（本県1事業所当たり平均付加価値額（令和3年経済センサス活動調査））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で11%以上増加すること
- ② 促進区域に所存する事業者の雇用者数が開始年度比で5%以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者一人当たりの給与等支給額が開始年度比で5%以上増加すること

なお、上記要件の（2）（3）については、地域経済牽引事業の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも短い場合は、その事業計画期間で案分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

本県における重点促進区域は、以下の字（小字）の区域とする。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、自然公園法に規定

する自然公園地域、広島県自然環境保全条例に規定する広島県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在していない。また、促進区域内において、重点促進区域外には遊休地や他の環境保全上重要な地域は存在しない。

《呉市》

【重点促進区域】

幸町、昭和町、光町、築地町、宝町、青葉町、吉浦新町一丁目、吉浦新町二丁目、天応大浜四丁目、警固屋二丁目、警固屋四丁目、阿賀南六丁目、阿賀南七丁目、阿賀南八丁目、広多賀谷一丁目、広多賀谷二丁目、広多賀谷三丁目、広多賀谷四丁目、広文化町、広白岳一丁目、広白岳三丁目、広名田一丁目、広名田二丁目、広末広一丁目、広末広二丁目、広本町一丁目、広中町、仁方本町三丁目、仁方桟橋通、川尻町東一丁目、川尻町西一丁目、川尻町西六丁目、小二方一丁目、安浦町三津口三丁目、安浦町三津口四丁目、安浦町水尻一丁目、安浦町水尻二丁目、安浦中央六丁目、安浦中央七丁目、郷原町ワラヒノ山、郷原町一ノ松光山、苗代町横畠、苗代町久井ヶ内

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 621 ヘクタール程度である。

本区域は、造船や鉄鋼等の重工業や精密加工機械製造等の層の厚い産業集積を形成しているとともに、世界屈指の技術や世界的に高いシェアを持つオンリーワン・ナンバーワン企業等が立地している。

また、重要港湾である呉港、山陽自動車道に直結する東広島・呉自動車道等による高速交通ネットワークが形成されており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は市街化区域にあり、農用地及び市街化調整区域は含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○ 呉市都市計画区域マスタープランにおける記載

本区域の大部分が生産流通拠点と位置付けられており、ものづくり産業を中心とした工業技術の集積、物流の強化を図り、呉市及び広島都市圏の産業発展を牽引する拠点とされている。

○ 都市計画における記載

本区域は、用途地域では工業地域及び工業専用地域で、工業の業務の利便の増進を図る地域とされている。

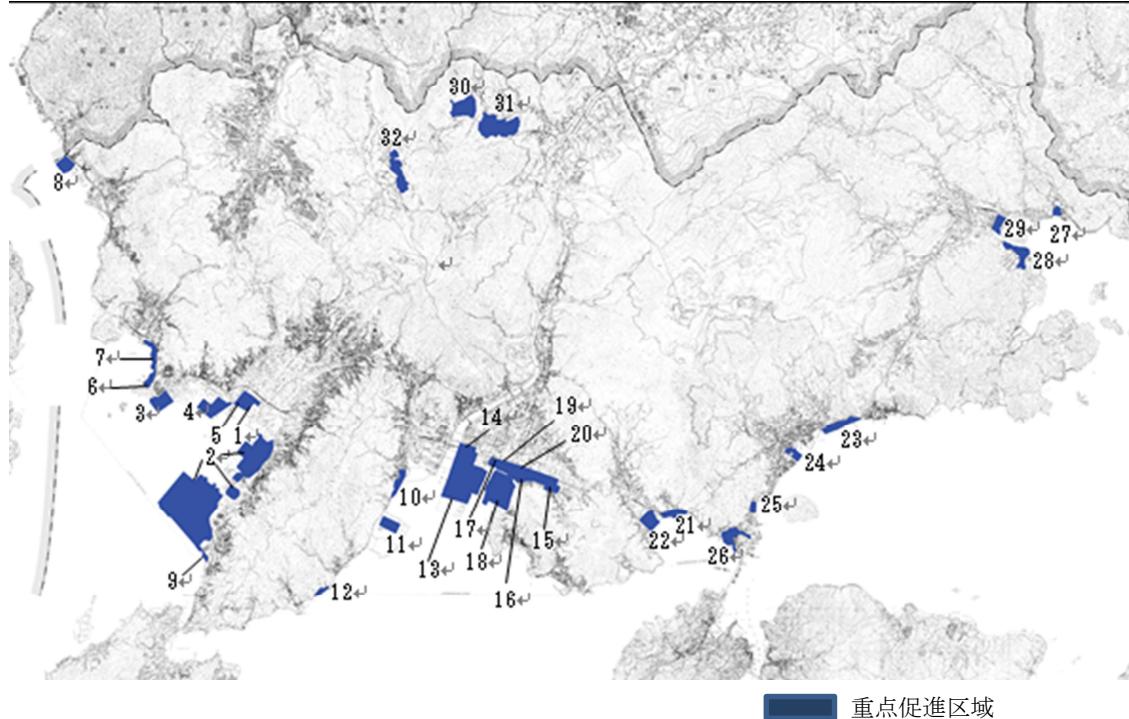
○ 呉市長期総合計画（基本構想）における記載

本区域の大部分が呉市の活力の源である「ものづくり産業」の持続的な発展に向け、企業誘致や次代を担う新産業の育成を図るエリアとされている。

○ 呉市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

本区域を含め、企業誘致・留置に積極的に取り組むとともに、既存企業への支援により産業の活性化と雇用の場の創出を促進するとされている。

(地図)



《福山市》

【重点促進区域】

神辺町大字八尋（字野保呂）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は3ヘクタール程度である。

本区域は、国道313号に近接し、さらに山陽自動車道福山東ICから約8km、整備予定の山陽自動車道（仮称）篠坂PAスマートICから約7km、重要港湾である福山港から20kmに位置し、交通利便性に優れている。

また、福山市の北東部に位置し、電子・電気関連メーカーが集積している「神辺工業団地」に近接しており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域を設定することとする

なお、本区域は全域が市街化調整区域であり、農用地区域約1ヘクタールが含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

○ 備後圏域都市計画マスタープランにおける記載

「高速道路ＩＣ周辺など交通利便性の高い場所では、地域の産業振興、雇用創出等を図るため、市街化調整区域における地区計画の活用などにより無秩序な開発等を抑制しながら、適切な土地利用の誘導を推進します」とされており、「内陸部の既存の工業団地等については、広島空港や高速道路ＩＣ等への近接性を活かし、生産拠点としての機能を維持・強化します」とされている。

○ 福山市都市マスターplanにおける記載

本区域は、「自然共生ゾーン」に位置付けられ、「産業振興のために計画的な基盤整備が行われる地域については、周辺の自然環境との調和を図るものとし、周辺地域の市街化の抑制に努めます」とされている。

また、産業基盤の整備として「自然環境との調和に配慮しながら、新産業などの受け皿として計画的な工業用地の供給を進めるとともに、交通アクセスの整備により、地域産業の活性化と生産性の向上を図る。」とされている。

○ 福山市産業振興アクションプランにおける記載

本区域を「産業集積エリア」に位置付けており、本市の経済を支える製造業が集積する地域である既存産業・工業団地周辺を産業集積エリアと設定し、「地域経済の活性化を図るため、市街化の抑制に配慮しつつ、産業の集積を図ります」としている。

○ 福山農業振興地域整備計画における記載

本区域に含まれる八尋地区は、農業上の土地利用の方向として「区画整理等の農業生産基盤が整備されていることから、集落法人の支援による地域活性化を促す。」とされている。

また、他事業との関連として、「道路計画等により、集団的農地の細分化等が懸念される場合には十分に調整を行う。」としている。

(地図)



《大竹市》

【重点促進区域】

御幸町、東栄一丁目、東栄二丁目、東栄三丁目、明治新開

(概況及び公共施設の整備状況)

概ねの面積は 279.8 ヘクタール程度である。

本区域は、山口県との県境に位置し、日本初の石油化学コンビナートの発祥の地であり、地域の特性として化学工業及びパルプ・紙等の基礎素材型産業の関連企業 7 事業所が集積している場所であり、世界生産量 1 位の製品をはじめ、日本国内唯一の製品等を多数生み出している地域である。また、背後地には、大型船舶が接岸可能なマイナス 11m 岸壁を有する地方港湾「大竹港」が整備されており、国道 2 号及び山陽自動車道（広島岩国道路）大竹インターチェンジから約 5 km 圏内で、海からも陸からも良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実するとともに工業用水も整備され産業基盤が整っていることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地及び市街化調整区域は含まれない。

(関連計画における記載等)

○ 大竹市都市計画マスタープランにおける記載

当該地域は、都市計画マスタープランにおいて、居住環境と調和し都市景観としての魅力も生み出す工場の生産・流通を強化する環境共生型産業ゾーンと位置付けている。

(地図)



《東広島市》

【重点促進区域】

吉川工業団地、八本松町吉川、西条町田口一ツ橋

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 33.3 ヘクタール程度である。

本区域は、東広島市の西部に位置し、吉川地区工業団地及び吉川第二工業団地が位置している。大規模な半導体製造工場が立地し、同企業の関連企業の事業所が集積している場所であり、最先端のDRAMプロセス開発と量産を行っている。また、付近には広島大学があり、半導体関連産業に係る人材育成事業に共同して取り組んでいる。

交通インフラについては、山陽自動車道志和インターチェンジまで約 12 km、西条インターチェンジまで約 13 km と、良好なアクセスを有する。また、(仮称) 八本松スマートインターチェンジも約 11 km の距離に整備される予定である。上下水道及び工業用水も整備されており、産業基盤が整っていることから、当該区域において地域経

済奉引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域には、農地及び農用地区域は含まないが、市街化調整区域（市街化調整区域は別紙2のとおり）が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

（関連計画における記載等）

○ 都市計画における記載

「東広島市都市計画マスタープラン」における位置づけは、都市づくりの重点地区の計画的開発ゾーンとして「吉川工業団地周辺において、次世代を担う高付加価値型の産業集積を図り、持続可能な産業構造の構築及び地域経済の基盤強化につながるような工業系の産業基盤を形成」としている。また、土地利用及び市街地の形成方針として、「吉川工業団地周辺地区の産業用地としての活用」「既存の工業団地における環境に配慮した産業活動や立地の促進」と記載している。

また、「東広島市農業振興基本計画」における農用地区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

（地図）



《廿日市市》

【重点促進区域】

上平良（字堂垣内、字二重原、字大迫、字郡塚、字廣池、字菊ヶ迫、字藤原尾）、下平良（字廣池、字永法花山、字八ヶ迫、字永石山、字尾野山、字小野、字廣池山）、宮内（字横道、字長尾）、佐方（字大谷、字宮ノ上、字南小浦、字狼倉）、宮園上一丁目

（概況及び公共施設の整備状況）

概ねの面積は 103 ヘクタール程度である。

本区域は、廿日市市の中心市街地北側の丘陵地に位置し、山陽自動車道宮島スマートインターチェンジ、国道 2 号西広島バイパスに近接する恵まれた交通条件を活かして計画的な市街地開発事業が行われている区域であり、市内企業の移転、市外企業の新規立地などに伴う設備投資及び経営規模拡大と雇用の維持・拡大に加え、観光に優れた立地特性を活かすことで、市内全域への経済波及効果が見込まれることから、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域の平良丘陵地区には市街化調整区域が含まれるが、地区計画を定めており、農用地は含まれない。また、本区域の上平良二重地区には市街化調整区域が含まれているが、地区計画を定めることとしており、農用地は含まれない。

（関連計画における記載等）

○ 第 6 次廿日市市総合計画における記載

本区域は、「新都市活力創出拠点地区」と位置づけられており、製造系、業務系、商業系施設の立地誘導により、雇用拡大のほか市民の生活環境を支える多様な都市機能について魅力ある拠点として充実させ、交流人口の獲得につなげるとともに、広島圏域の広域拠点にふさわしい機能形成を図る拠点とされている。

○ 廿日市市まち・ひと・しごと創世総合戦略における記載

本区域は、新たな活力を創出し、都市の発展を牽引する可能性をもった地区であり、社会情勢に応じた企業の誘致など、雇用の場の確保を含め、より付加価値の高い土地利用をめざすとされている。

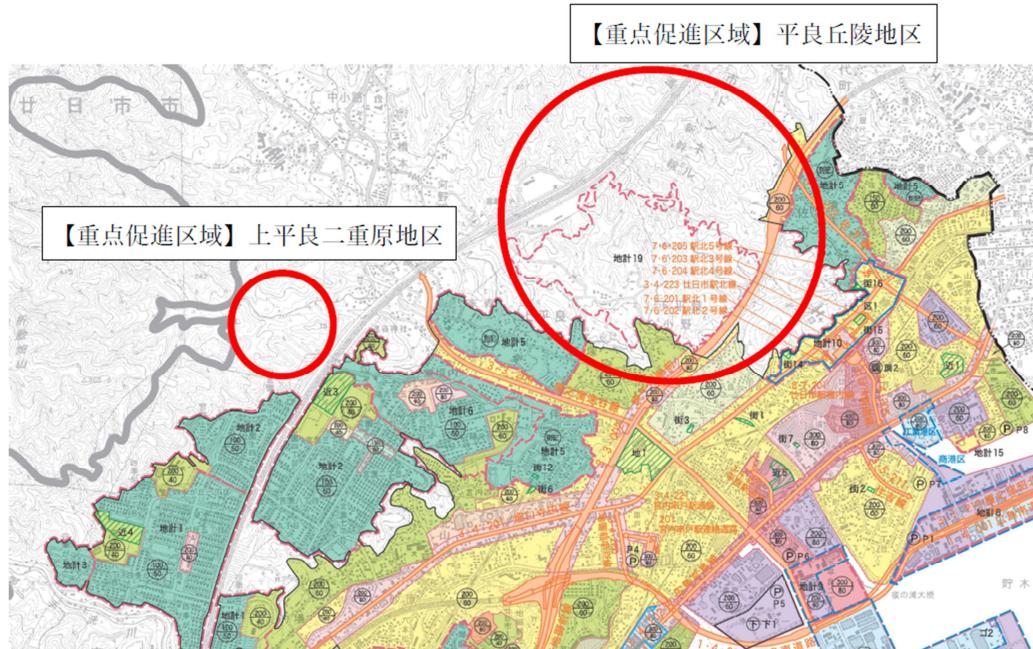
○ 廿日市市都市計画マスタープランにおける記載

本区域は、新たな活力を創出し都市の発展を牽引する地区として「新都市活力創出拠点地区」として位置づけられている。

○ 廿日市市産業振興ビジョンにおける記載

本区域は、新たな都市機能を誘導することにより、市内企業の移転や新規立地の促進、宿泊施設の整備等が進み、新ビジネスの創出や交流人口の増加、雇用機会の拡大等といった効果が生まれ、地域経済の活性化や若者の定住促進等が進むとされている。

(地図)



(2) 重点促進区域を設定した理由

《呉市》

【重点促進区域】

本区域は、地域の特性である製造業等が集積されており、ものづくり等基幹産業等を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。また、用途地域は工業地域又は工業専用地域であり、製造業や物流業を営むには良好な環境でもあることから、その強みをさらに活かすため、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域には企業立地促進法に基づく工場立地法の緑地緩和の対象区域が含まれており、引き続きこの措置を継続していく必要があることから、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

《福山市》

【重点促進区域】

本区域は、前述のとおり、国道313号に近接し、山陽自動車道福山東ICまで約8kmと良好な交通アクセスを有しており、重要港湾福山港の利用や、近接する神辺工業団地に集積する電子・電気関連メーカーへ部品供給を行う企業等の立地が見込まれている。

本区域には農用地区域が含まれているが、農用地区域以外で一団の土地を確保することは困難な状況であることから、本市の経済を支える製造業の集積を図る地域として重点促進区域として設定することとする。

なお、福山市内で令和6年度工場適地調査において、遊休地は存在しない。

また、本区域は全域が市街化調整区域であり、農用地区域約1ヘクタールが含まれ

るため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

《大竹市》

【重点促進区域】

区域の設定に当たっては、大竹市において工業地域又は工業専用地域の約 279.8 ヘクタールの地域を設定する。当該区域は、地域の特性である化学工業及びパルプ・紙等の基礎素材型産業の関連企業 7 事業所が集積しており、隣接する山口県岩国市及び和木町のコンビナート群と一体的となった基礎素材型産業の集積区域である。企業の研究所も存在していることから、世界的なシェアを誇る先端・高機能素材等の付加価値の高い新分野開拓の展開を図っていくことも期待できる。また、当該区域は、背後地に地方港湾「大竹港」、約 5 km 圏内に重要港湾「岩国港」、国道 2 号及び山陽自動車道（広島岩国道路）大竹インターチェンジもあり、交通インフラが充実した地域である。現在、高規格道路の岩国大竹道路も整備中であり、完成すればさらに企業の成長を後押しすることにつながる。公用の工業団地が完売し、公共の未利用地は存在しないが、企業内には、遊休地や廃止施設等が存在していることから、新たな事業展開を図る上では、土地の有効活用は不可欠であり、成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域であり、地域経済牽引事業の促進に当たり、工場立地法の特例措置を活用する可能性があることから、本区域を重点促進区域として設定する。

《東広島市》

【重点促進区域】

本区域は、地域の特性である成長ものづくり産業が集積されており、重点的に支援を投入すべき区域である。また、用途地域は工業地域を含んでおり、製造業や物流業を営むには良好な環境でもあることから、その強みをさらに活かすため、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域には、市街化調整区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

《廿日市市》

【重点促進区域】

本区域は、市内の住工混在の解消を図りつつ地域の特性である製造業等が集積される予定であることに加え、観光に優れた立地特性や地域資源を活かした観光交流エリアの開業が予定されていることから、市内経済を牽引することが大きく期待される地域である。

また、本区域は、廿日市市の中心市街地北側の丘陵地に位置し、山陽自動車道宮島スマートインターチェンジ、国道 2 号西広島バイパスに近接するなど交通インフラに優れた立地特性を有し、ものづくりや観光業を中心とした本市の成長産業の更なる発展が見込まれることから、本区域を重点促進区域として設定する。

(3) 重点促進区域に存する市町が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定
別紙1のとおり。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 自動車、一般機械、鉄鋼・金属製品・電気製品、半導体及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 自動車関連産業等の技術など本県の強みを活用した健康・医療関連産業における成長ものづくり分野
- ③ 環境関連技術やカーボンリサイクル技術を活用した環境・エネルギー（環境ビジネス）分野
- ④ 自動車関連産業等の製造業の技術を起点とした産学官連携の取組を活用したデジタル分野
- ⑤ 濑戸内が有する多島美や海の幸や柑橘類などの食資産など、幅広い観光資源を最大限に活用した新たな観光分野
- ⑥ 豊かな自然環境やプロ球団等のスポーツ資源を活用したスポーツ分野

(2) 選定の理由

- ① 自動車、一般機械、鉄鋼・金属製品・電気製品、半導体及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

組立型産業においては、県内輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等は、令和3年で3兆531億円と県内製造業全体の30.7%を占めるとともに、愛知県、静岡県、神奈川県に次ぐ全国4位の規模となっている。

県内一般機械器具製造業の製造品出荷額等は、1兆4,142億円で県内製造業全体の14.2%、県内電気機械器具製造業の製造品出荷額等は9,230億円で県内製造業全体の9.3%を占めている。

素材型産業においては、県内鉄鋼業の製造品出荷額等は、1兆3,930億円で、愛知県、兵庫県、千葉県、大阪府に次ぐ全国第5位となっているほか、化学の製造品出荷額等は、3,833億円で県全体の3.9%を占め、国内唯一の製品を生産している企業も立地している。

また、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い組立型産業が集積していること、ポンプ、空気圧縮機、荷役運搬設備といった一般的なものから、印刷・製本・紙加工機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置といった特殊用途のものまで、製造現場を支える産業用機械・装置製造業が幅広く集積していることが本県の特徴となっている。

さらに、これらの産業は、県内の自動車・輸送用機械関連産業、電気・電子関連産業等とも密接な結びつきを持ちながら、生産性の向上・高度化、県内製造業の競争力強化に貢献している。

特に、福山・府中地域や東広島地域を中心に電子・デバイス関連企業の集積が進んでいる。

加えて、金属プレス加工、鋳造、鍛造、熱処理、めっき等の各種金属加工、金型製造などの分野でも、高度な技術を持った企業が数多く集積しており、高度な要求にも迅速に応えられる製造基盤が身近に存在することで、優れた開発・製造環境をもたらしている。また、県東部地域においては、織布や染色、アパレル業等繊維の産地として、古くから繊維産業も発展している。

備北地域、芸北地域などでは、食品加工会社による農産物生産の現地法人化や木材加工事業者との連携など、地域の農林水産業と連携した企業立地の展開も図られており、農林水産関連の生産・加工から卸売業種までを一体的に集積させることによって、食品製造業や酒類製造業など農林水産関連業種の競争力強化に結びつくことが期待されている。

そのほか、地域のものづくりのソフト化・サービス化の進展を背景に、デザイン、設計、エンジニアリング等の専門サービス業、非破壊検査、環境アセスメント等の事業サービス業、受託開発ソフトウェア業等の情報サービス業、顧客サポートを行うコールセンター業などの役割が高まっており、商品の市場化に欠かせない広告業やインターネット付随サービス業などの需要も増えてきている。

以上の状況を踏まえて、本計画の推進により、県内に立地するものづくり等基幹産業のさらなる新規投資・事業拡大を促進するとともに、ものづくり等基幹産業における新規企業の誘致、県内企業との取引強化を促進することで、県内製造業を支える産業群としての発展・成長を目指す。

② 自動車関連産業等の技術など本県の強みを活用した健康・医療関連産業における成長ものづくり分野

本県には大手自動車メーカーをはじめ、そのサプライチェーンを支える優れた中小企業が存在し、自動車関連産業等の技術基盤が整っている。

具体的には、本県の自動車関連産業は、令和3年の製造品出荷額等は2兆5,366億円(25.5%)、従業者数は36,521人(17.1%)、付加価値額は6,151億円(19.8%)であり、本県において自動車産業は大きなウェイトを占める産業となっている(2022年経済構造実態調査による)。

※()内は、製造業計での割合

こうした中、本県には様々な分野で世界屈指の独自技術を持つ、オンリーワン企業が約200社集積しており、自動車の金属加工技術や樹脂加工技術、ゴム成型技術の他、電子部品・デバイスのプラズマ用高周波電源技術、LED照明の設計開発、レーザー技術など本県のものづくり技術やノウハウは、医療・福祉機器の開発、改良に応用が可能である。

さらに、県内には広島大学、県立広島大学、広島市立大学、広島国際大学など、医療・福祉系の研究資源も豊富であることから、医療や介護等の現場ニーズを踏まえた製品開発のポテンシャルは高い。

本県においては、大手医療機器メーカーのほか、医療機器の部品・部材の製造に取り組むものづくり企業が立地し、福祉・健康機器についても大手メーカーは存在してい

る。

医療機器分野は、参入障壁は高いものの、世界市場は毎年約6%の持続的な成長（経済産業省「医療機器産業ビジョン研究会第1回WG資料」による）が見込まれ、品目数も30万品目と多岐にわたるなど産業としての広がりが期待できるとともに、景気動向に左右されにくい安定的な市場として引き続き有望視されており、自動車関連部品メーカーや電機・電子分野の企業など異業種から特徴的な技術を医療機器に応用する動きが顕著となっており、企業の事業化意欲は高まりつつある。

平成23年度には、企業間連携や産学官連携による取組を推進することにより、本県の医療機器関連産業を活性化、発展させるため、「ひろしま医療関連産業研究会」を設立し、各種セミナー、ワークショップの開催やコーディネーターによる事業化、マッチング支援など、会員である522企業・団体（令和5年3月末時点）を対象に、県内企業の新たな事業展開を促進する、広島発・独自の取組を行っている。

さらに、平成27年度から、県内の医師会、歯科医師会などの医療・福祉関係団体、大学、企業、支援機関などと連携し、医療現場などで、医療機器・福祉機器等の様々な評価・臨床試験などを行うことのできる「実証フィールド」の取組を行っている。

また、平成30年度から、広島大学において、ヘルスケア分野のモデルプロジェクトの創出や現場ニーズに基づいた医療機器開発人材を育成するための「バイオデザイン・プログラム」について、県内外の企業を対象とした講義や臨床現場観察の実施など、国内外の大学等と連携し、取組を進めているところである。

こうした取組の成果として、本県における医療機器等の製造・製販企業数は平成22年度の38社から令和2年度の68社へと倍増、医療機器等生産額は平成22年度の90億円から令和2年度の374億円へと約4倍に拡大し、医療関連産業クラスターが形成されつつある状況に至ったところである（広島県調査による）。

なお、令和3年度以降は、医療機器、再生医療等製品、福祉用具のデバイスに加え、医薬品、機能性表示食品、ヘルスケアサービスもターゲットとし、ゲノム編集技術やデジタル技術等も活用した健康・医療関連ビジネスの更なる育成を図っている。

バイオ分野では、広島大学を中心とした「Bio-Digital Transformation（バイオDX）産学共創拠点」が国立研究開発法人化学技術振興機構（JST）の「共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT1）共創分野」に採択（令和2～3年：育成型、令和4年～：本格型）され、地域の強みであるゲノム関連技術の社会実装に向けた推進基盤が整ったところである。

令和4年12月には、内閣府により国の「バイオ戦略」に基づきバイオ関連市場を拡大させる「地域バイオコミュニティ」として「ひろしまバイオDXコミュニティ」が認定を受け、広島大学発スタートアップ企業を中心として既存企業も巻き込みながら、人材・投資を呼び込み、市場に商品・サービスを供給する体制づくりを進めており、低アレルゲン鶏卵の開発など、実用化に向けて着実に成果を上げつつある。

こうした取組の素地には、昭和60年度から、地域におけるバイオテクノロジーの積極的な開発・普及を図るため、会員125者に対して、情報交流や人材育成（講演会、フォーラム、研究成果発表会等）を行ってきた「広島バイオテクノロジー推進協議会」の存在も大きく影響している。

以上の状況を踏まえて、本計画の推進により、県内に立地する健康・医療関連産業の

さらなる新規投資・事業拡大を促進するとともに、健康・医療関連産業における新規企業の誘致、県内企業との取引関係の強化を促進することで、新たな産業創出・集積を目指す。

③ 広島県の環境関連事業やカーボンリサイクル技術を活用した環境・エネルギー（環境ビジネス）分野

県内には、公害防止等で培った環境関連技術・ノウハウ等を活用して環境関連機器・装置・システムの製造などに取り組み、世界市場で活躍する有力な企業が存在しており、本県の環境・エネルギー分野の売上高は、平成22年度に1,000億円であったものが、令和4年度には、2,153億円となっている（ひろしま環境ビジネス推進協議会による広島県内企業向けアンケート調査による）。

さらに、国は大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、企業や研究開発機関などの誘致を推進していくため、令和3年度に産学官で組織する「広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会」を設立し、当面の進む方向性を整理した広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想を策定した。令和4年度には、県独自の支援制度を創設するなど、カーボンリサイクル関連技術の研究強化と拠点化、新たな産業集積に向け、多角的な取組を推進している。

以上の状況を踏まえて、本計画の推進により、県内に立地する環境・エネルギー関連産業のさらなる新規投資・事業拡大を促進するとともに、環境・エネルギー分野における新規産業の創出、海外展開の支援や新規企業の誘致、県内企業との取引関係の強化を促進することで、環境・エネルギー分野での産業集積を目指す。

④ 自動車関連産業等の製造業の技術を起点とした産学官連携の取組を活用したデジタル分野

本県は、令和3年の製造品出荷額等は9兆9,439億円であり、全国で10位、中国・四国・九州地方で1位となっている（2022年経済構造実態調査による）。業種別にみると、最も出荷額が大きいのは、自動車関連産業を含む輸送用機械器具製造業の3兆531億円（構成比30.7%）となっており、以下一般機械器具製造業1兆4,142億円（同14.2%）、鉄鋼業1兆3,930億円（同14.0%）、電気機械器具製造業9,230億円（同9.3%）と続き、この上位4業種で県全体の約7割を占めており、ものづくり産業は、本県の強みとなっている（2022年経済構造実態調査による）。

こうした中、地元自動車メーカーにおいては、実機による試験を繰り返して最適化を目指すのではなく、机上開発することを目指し、開発対象のモノ（部品と組立品の両方を含む）、モノの利用者（身体と脳の動き）、モノを取り巻く環境（世界中の市場）をモデル化した上で、C A E（Computer Aided Engineering）などのデジタルツールを使って性能や特性などの各種シミュレーションを行いながら、実機での試行錯誤に頼らず開発を進める手法（モデルベース開発（MBD））を導入しており、この手法はブランド強化や技術・商品開発になくてはならない存在となっている。

また、本県は、令和3年付加価値額においても、3兆1,019億円となっており、全国11位、中国・四国・九州地方で1位となっており、産業別で最も多いのは、輸送用機械

器具製造業の7,905億円となっている。また、自動車関連産業をはじめとした輸送用機械器具製造業は、事業所数及び従業員者数の構成比は、全国の構成比割合よりも多くを占めている（2022年経済構造実態調査による）。

産学官連携の取組として、地域イノベーション戦略推進会議、ひろしまイノベーション推進機構、ひろしま自動車産学官連携推進会議などがある。

引き続き、本県の自動車関連産業など製造業の技術を起点とし、産学官連携によるデジタルイノベーションを創出するとともに、I o T／A I等を活用したあらゆる分野の実証プラットフォームを提供していく。

近年、社会のあらゆる領域において、デジタル技術を活用した製品・サービス・システムが次々に誕生し、企画・研究・開発・生産・流通等、企業の活動プロセス全般にわたってデジタル技術の適用が進んでいる。地域産業が今後もグローバルな競争力を確保し、成長・発展していくためには、デジタル技術への対応により、これまで培ってきた地域の強みをさらに強化することが必要であることから、平成30年10月に内閣府「地方大学・地域産業創生交付金」の採択を受け、地域の産学官の連携により「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業プログラム」に取り組んでいる。

本プログラムでは、研究・開発・生産・消費／サービスといった、ものづくりのバリューチェーン全体のデジタル化を目指して、当地の強みでもある「モデルベース開発」という先進的な自動車開発・生産手法と、その産学連携の取組をモデルとした「デジタルイノベーションを担う人づくり」と「産学の創発的研究開発」を推進している。

この取組の一環として平成31年2月に設立された広島大学デジタルものづくり教育研究センターでは、「モデル」という考え方を共通言語として、大学の基礎研究を企業の商品開発までつなぐ一気通貫型の共同研究開発及び人材育成活動を行い、「モデルベース」の考え方を開発のみならず研究領域に適用する「モデルベースリサーチ（MBR）」手法による革新的な材料開発や先進的な制御技術の社会実装を目指している。

また、令和2年10月に設立された広島大学A I・データイノベーション教育研究センターでは、社会人向けのリカレント・リスキリング教育として、A I関連分野の実践的なデジタル人材育成プログラムを提供するなど、大学の機能・知見を活用しながら、産学官が連携してデジタルイノベーション推進に不可欠なデータサイエンス人材の育成に取り組んでいる。

さらに、令和5年度からは、世界的な潮流であるカーボンニュートラル実現に向けた規制強化に地域一丸となって対応するため、デジタルものづくり教育研究センターで取り組んできたMBR／MBD、データ駆動型スマートシステム及びスマート検査・モニタリングに関する研究開発成果を応用し、今後の自動車産業において重要な電動化対応を推進するための「スマート蓄電池システム開発プロジェクト」「スマート空調システム開発プロジェクト」の2つの研究プロジェクトに新たに取り組んでいる。

MBDという開発手法は、デジタル上で最適モデル化を目指すため、技術・商品開発のスピードアップとブランドという付加価値の追求を可能とし、産業競争力の強化を期待できるため、これまでの取組を発展させ、MBDを他産業へも展開できるよう中四国地方初のクラウド型H P C（高性能計算環境）を広島大学に隣接する「ひろしま産学共同研究拠点」に整備し、そこでC A E ソフトウェアの共用や人材育成も行う「ひろし

まデジタルイノベーションセンター」を平成29年秋に開所した。

⑤ 濑戸内が有する多島美や海の幸や柑橘類などの食資産など、幅広い観光資源を最大限に活用した新たな観光分野

本県観光は、平成23年にとりまとめたビジョンである「瀬戸内 海の道構想」や「観光地ひろしまブランドコンセプト」に掲げるブランド戦略に基づく大規模な観光キャンペーンの展開等により、総観光客数、観光消費額とともに平成29年まで6年連続で過去最高を更新していたが、平成30年は西日本豪雨災害等の影響により減少した。

また、令和2年4月から、(一社)広島観光連盟が県域の観光施策を一元的に推進する新たな観光推進体制を構築したが、新体制への移行直後から新型コロナウイルス感染症が拡大し、総観光客数や観光消費額の大幅な減少が続いたものの、令和4年においては、県や市町によるキャンペーンの実施等により、前年(令和3年)から増加し、総観光客数は4,907万人(+23.7%)、観光消費額は3,822億円(+39.0%)となった(令和4年広島県観光客数の動向による)。

こうした中、令和4年度に改定した「ひろしま観光立県推進基本計画」においては、「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」に掲げる目指す姿の実現に向け、観光消費額の増加、好循環を生み出す観光の促進、オール広島の体制づくりを課題として掲げ、①ブランド価値向上につながる魅力づくり、②誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備、③広島ファンの増加という3つの柱に加えて、④3つの柱を支える土台作りという4つの方向性に基づき取組を進めることとしている。

具体的には、異業種を含む幅広い事業者間ネットワークの強化と事業者等が行う新たな観光プロダクト開発への支援、インバウンド需要の急増や持続可能な観光の実現も見据えた受入環境の整備、各ターゲットに応じた情報発信やHITひろしま観光大使をはじめとした広島ファンの増加などに取り組んでいる。

さらに、瀬戸内ブランドについては、マーケティングに基づいた戦略的な事業推進等によって、世界に比肩できる持続可能な観光地経営を目指す「せとうちDMO」を平成28年に創設した。「せとうちDMO」は、瀬戸内を共有する7県(兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県)により平成25年4月に発足した瀬戸内ブランド推進連合から発展改組し、民間事業者とともに設立した「一般社団法人せとうち観光推進機構」と、地元の金融機関や域内外の事業会社の出資を得て設立された「株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション」の二者から構成される。「せとうちDMO」は、瀬戸内が有する幅広い観光資源を最大限活用しながら、多様な関係者とともに効果的なマーケティング、戦略策定等を行い、主に、滞在日数等が長い外国人観光客に向けた情報発信・プロモーションを展開するとともに、瀬戸内の地域が主体となって行う観光地づくりを支援している。

【せとうちDMOの基本方針と戦略】

「高付加価値なインバウンド観光地づくり」による地方創生の実現を目指し3つの基本方針で取り組む。また、3つの基本方針を推進するため、2つの戦略を推進する。

《基本方針》

- ・旅行消費額の増加
- ・観光客の満足度向上
- ・住民の満足度向上

《戦略》

・誘客戦略　・地域の魅力づくり戦略

また、宿泊費、買物代に次いで消費額の大きい飲食については、観光客の旅行目的の上位にあげられていることから、広島ならではの食を楽しめる場の充実と情報発信にも力を入れる。本県は瀬戸内海と中国山地に囲まれ、豊かな海と山の幸に恵まれており、例えば、レモン、牡蠣、地魚、比婆牛、日本酒等の様々な特産物を活かした魅力的な飲食を年間通して楽しむことができるよう、供給量の確保や店舗数の拡大等を進めることとしており、観光消費額の引き上げに寄与するものと期待できる。

今後も、「せとうちDMO」と連携した観光プロダクト開発、観光DXをはじめとした外国人観光客の受入体制の充実等に取り組むことにより、ネクスト・ゴールデンルートとして、地域資源をリソースとした観光ビジネスと観光地経営ができるポテンシャルが高い。

⑥ 豊かな自然環境やプロ球団等のスポーツ資源を活用したスポーツ分野

本県は、温暖な気候と海と山に囲まれ、ボートやセーリングなどのマリンスポーツやスキーをはじめとしたウインターポーツなど、四季を通じて多種多様なスポーツを楽しむことができ、豊かな自然環境に恵まれている。

また、県内には3つのプロスポーツ球団（広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島ドラゴンフライズ）をはじめとしたトップレベルのスポーツチームをはじめ、数多くの競技団体が県内に本拠地を置いて活躍するとともに、これら団体は、協議の枠を超えて、「トップス広島」を結成し、相互に連携して活動を行っている。

特に、広島東洋カープのホームスタジアム公式戦の平均来場者数（令和4年度）は27,732人であり、地域経済に与える影響は大きい。加えて、サンフレッチェ広島のホームスタジアムとなる新スタジアムを含む中央公園広場の経済効果は、中国財務局の試算で831億7,000万円とされている。

また、こうしたスポーツを直接観戦する者が多いことも本県の特性であり、総務省の令和3年社会生活基本調査においては、本県のスポーツ観覧行動率は22.9%で全国1位となっている。

この他、本県では、平和や世界遺産など国際的な知名度を生かして、ハンドボールやソフトテニスやサッカーの国際スポーツ大会が毎年開催されている。

さらには、県内には、国際大会の公式球として採用される競技用ボールの製造についてオンライン技術を持つ企業を複数有しており、産業面においてもスポーツ分野における強みを有している。

こうしたスポーツに関するあらゆる地域資源等を、観光や文化等の多方面にわたる本県施策の推進に最大限活用し、スポーツを核とした地域の活性化に取り組むこととしている。

【トップス広島加盟チーム】

競技名	チーム名
野球	広島東洋カープ
サッカー	サンフレッチェ広島

バスケット	広島ドラゴンフライズ
バレーボール	J Tサンダーズ広島
ハンドボール	安芸高田ワクナガハンドボールクラブ
	イズミメイプルレッズ
バドミントン	広島ガスバドミントン部
ソフトテニス	NTT西日本ブルーグランツ
陸上競技	中国電力陸上競技部
ホッケー	コカ・コーラレッズパークス
自転車	ヴィクトワール広島

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野、環境・エネルギー分野、デジタル分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、ヘルスケア・教育サービス等分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一部の市町において、一定の条件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。

② 地方創生関係施策との連携

基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、デジタル分野において地域課題の解決に向けた取組を行う予定。

③ 設備投資に対する助成制度の実施

地域経済牽引事業への投資促進を促すため、企業の設備投資等に対する補助制度を実施する。

④ 研究開発支援機器、貸事業場等の整備（県・市町・産業支援機関等）

企業ニーズを踏まえながら、貸事業場や研究開発支援機器等について、既存施設の活用・強化（株式会社広島テクノプラザの研究開発支援機器等）を含めて、整備に取り組む。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 産業用地の確保

県内の産業用地の現状について、官民の遊休地も含めて整理し、企業ニーズの状況を踏まえながら、今後の産業用地の確保策について国及び市町との連携のもと検討を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 相談窓口の設置

広島県庁内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、県庁内関連部局や市町関連部局と相談の上、対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① スタートアップへの支援

「ひろしまユニコーン10プロジェクト」の取組の中で実施する企業の成長フェーズに合わせた各種アクセラレーションプログラムを通じて、国内外のベンチャーキャピタル、アクセラレーターなどの協力者とのマッチング機会を提供する。また、各種プログラム参加者同士のネットワーキングや、起業家や投資家等をつなぐコミュニティの形成・連携を促進する。

② 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靭化の支援

地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、拠点機能強化（マザーワーク化）に向けた製造業等の投資促進に取り組む。

③ 人材育成・確保支援

データサイエンス人材の育成やプロフェッショナル人材と企業のマッチング、県内企業が実施するリスキリングへの支援等により、企業の産業DX・イノベーションの推進に必要な人材育成・確保を図る

また、SNSを活用した情報発信の強化等により、県内外の大学生の県内就職を促進するとともに、ひろしま暮らしサポートセンターでの移住相談や移住フェア、転職相談会の実施により、東京圏等からの移住・転職の決断の後押しをするなど、人材確保に向けた取組を推進する。

④ 産業用地の確保に向けた支援

県内の産業用地の現状について、官民の遊休地も含めて整理し、企業ニーズの状況を踏まえながら、今後の産業用地の確保について国及び市町との連携のもと検討を行う。

⑤ 賃上げ促進

令和5年に「広島県パートナーシップ構築宣言普及促進会議」を開催し、経済団体や労働団体、行政機関の代表による「広島県におけるパートナーシップ構築宣言の普及・

促進に関する申し合わせ」を行い、官民一体となって宣言の普及促進に取り組んでいく。

企業間の取引適正化を通じて、生産性向上や賃上げ等に資する企業の付加価値の創出を図る。

⑥ G Xの促進支援

県内ものづくり企業に対して、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル実現に向けた取組等を支援することにより、カーボンニュートラルを起点とした県内企業の付加価値創出を図る。

県内に立地する環境・エネルギー関連産業のさらなる新規投資・事業拡大促進や新規事業創出、海外展開支援、広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想に基づくカーボンリサイクル関連技術の実証研究の促進やマッチング支援などにより、環境・エネルギー分野での産業集積を図る。

⑦ D Xの促進支援

製造業における生産性の向上に向けたファクトリーDXの推進や、ものづくり産業におけるデジタル技術と一体化した新たなビジネスモデルの創出などデジタル化の推進に取り組むとともに、県内大学等と連携した社会人向けデータサイエンス人材育成研修事業の実施や、「ひろしまサンドボックス」での実証・実装を通じた人材の集積に取り組むことで、産業DXの進展に向けて必要となる人材の育成・確保に取り組む。

（6）実施スケジュール

取組事項	令和6（2024）年度 (初年度)	令和7（2025）年度～ 令和9（2027）年度	令和10（2028）年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置の創設	(市町) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
②地方創生関係施策との連携	(県及び市町) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
③設備投資に対する助成制度の実施	(県及び市町) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
④研究開発支援機器、貸事業場等の整備（県・市町・産業支援機関等）	(県及び市町) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①産業用地の確保	(県及び市町) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	(県及び市町)	適宜実施	適宜実施

	適宜実施		
【その他】			
①スタートアップへの支援	(県) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靭化の支援	(県) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
③人材育成・確保支援	(県) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
④産業用地の確保に向けた支援	(県及び市町) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
⑤賃上げ促進	(県) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
⑥GXの促進支援	(県) 適宜実施	適宜実施	適宜実施
⑦DXの促進支援	(県) 適宜実施	適宜実施	適宜実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、広島県や県内市町が設置する公設施設や産業支援機関、広島大学をはじめとした県内大学、金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人ひろしま産業振興機構による技術支援

(ア) カーテクノロジー革新センターの運営

自動車の電動化やカーボンニュートラルなどの世界的な環境規制など激変する事業環境下においても、本県ものづくり企業が持続的に競争優位性を確保できるようにするため、デジタル化・EV化等の付加価値創出につながる研究開発人材の育成等を支援するとともに、カーテクノロジー革新センター内に、「新技術トライアル・ラボ」を設置し、自動車メーカーのニーズに応じた技術シーズの探索・試作・基礎実験にサプライヤーと協働で取り組み、県内自動車部品サプライヤーの技術提案力強化を支援する。

(イ) ものづくり革新統括センター

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）をはじめ、国や県、独立行政法人などが公募する競争的資金の獲得を通じて、中小企業の研究開発を加速度的に促進するため、制度のPR、応募段階での採択に向けた支援及び採択案件の推進管理を行う。

そのほか、中小企業のものづくり基盤技術に資する革新的な研究開発等を促進することを目的とし、高度な技術をもつ企業や大学、公的研究機関と県内企業が共同で研究開発を行うためのマッチング支援を行う。

(ウ) 経営支援統括センター

経営資源が限られ、自力での成長が容易ではない中小企業に対し、企業の成長ステージにあわせ、ひろしま創業サポートセンターによる操業前後を含む経営的創業支援のほか、売上増や利益率の向上など成長意欲の高い企業にトップレベルの専門家等で構成されたチームによる集中的な支援など成長段階の企業を支援する取組を行っている。

(エ) ひろしまデジタルイノベーションセンター

平成29年に開所した「ひろしまデジタルイノベーションセンター」において、MBD（モデルケース開発）を他産業へも展開できるよう中四国地方初のクラウド型HPC（高性能計算環境）を整備し、CAEソフトウェアの共用や人材育成を行う。

② 株式会社広島テクノプラザによる技術支援

電動化が進展する自動車関連分野をはじめとする県内のものづくり企業においては、国際的に厳格化が進むEMC（電磁環境適合性）規格に適応した製品の生産・輸出を行うことが、海外での市場展開の鍵となっており、製品の開発段階からEMC対策を適切に行う必要がある。

このため、産業界のニーズに基づく新技術の開発、企業等が抱える技術的課題の解決を図る共同研究・受託研究等の技術支援に重点的に取り組むとともに、これらの支援を通じて企業等の人材育成を行う。

③ 広島県立総合技術研究所における研究開発・技術支援

広島県立総合技術研究所において、県内産業の持続的な発展や県民生活の安全・安心の実現に向け、保険環境、工業、農業等の各分野の枠組みを越えた横断的・融合的な取り組みにより、付加価値や競争力の高い技術開発及び技術支援を推進する。

このため、産業界のニーズに基づく新技術の開発、企業等が抱える技術的課題の解決を図る共同研究・受託研究等の技術支援に重点的に取り組むとともに、これらの支援を通じて企業等の人材育成を行う。

④ ひろしま产学共同研究拠点による产学共同研究開発支援

広島大学に隣接するひろしま产学共同研究拠点において、県内の科学技術の振興と

産業の発展に資するため、大学や産業界が連携して取り組む基礎的・先導的分野の共同研究開発を行う施設や設備を提供し、産学の共同研究開発の支援等を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

大気汚染、水質汚濁など地域の環境問題に加え、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、資源・エネルギーの枯渇、生物多様性の喪失など、地球規模で環境問題を考えなければならない時代を迎えており、生活・自然環境に影響を及ぼさないよう監視・指導を強化するとともに、環境関係法令の遵守や環境意識の啓発などを総合的に行っていく必要がある。

具体的には、大気や水質、有害化学物質等の環境監視および事業者指導を実施するとともに、健康被害を未然に防止するための揮発性有機化合物等の環境リスクの低減対策等を行い、継続的・計画的な環境保全対策を実施していく。

また、地域住民を対象とした公害防止体制や環境測定結果に関する企業主催の説明会やHPでの公開等による的確な情報提供を行うとともに、立地企業の見学会の開催などを通じて、生産活動に対する地域住民の理解促進と企業の責任意識の向上を図り、良好な住民・企業関係の構築を進めていく。

さらに、地球温暖化の防止に向けて、県民、企業、行政等が連携・協働し、「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進、カーボンサイクル推進の充実等を図る。

瀬戸内海の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた都市景観など、優れた景観を県民共有の財産として守り育てる取り組みを支援していく。

また、環境保全上重要な地域内における地域経済牽引事業計画を承認する際には、環境の保全等が図られるよう十分配慮することとし、国立公園・国定公園を含む計画については、地方環境事務所や本県自然環境保全部局へ相談等を行う。

整備の実施に当たっては、これらの多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、本県自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

(2) 安全な住民生活の保全

本県では、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備、その他の安全・安心を支える地域づくりを進めるための防犯指針を定め、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進している。

地域経済牽引事業計画の推進に当たっては、関係する地域等における犯罪及び交通事故の防止並びに安全と平穏の確保の観点から、新たに必要となる警察活動に要する

経費の措置に努めるとともに、事業者に対し、次の事項について配意するよう要請する。

① 防犯に配慮した施設の整備・管理

(ア) 道路、公園、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう施設管理を徹底する。

(イ) 事業所内外に防犯カメラや緊急通報装置等の防犯機器を設置するほか、防犯責任者の指定、防犯マニュアルの策定、防犯建物部品等の設置等により防犯体制を整備する。

② 道路交通環境等の整備

立地計画の段階から、県、市町、警察、地域住民等と連絡・調整を行い、連携して、地域における交通の安全と円滑に配意した道路交通環境の整備に努める。

③ 従業員に対する防犯指導

(ア) 従業員に対して法令の遵守や被害の防止について指導する。

(イ) 外国人の従業員に対して日本の法制度について指導する。

④ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対して必要な物品、場所等を提供するなどの協力をを行う。

⑤ 不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際は、旅券・在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなどの、必要な措置をとる。

⑥ その他

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。

(3) その他

毎年1回、年度末から年度当初の時期を目安に、広島県商工労働局の関係部署で基本計画及び承認地域経済牽引事業計画の効果の検証と事業の見直し等に関する協議を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

《福山市》

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び農用地区域内農地並びに市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域】福山市「神辺町大字八尋（字野保呂）」

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

(農地)

福山市神辺町大字八尋字野保呂

898-1, 899-1, 901-1, 901-2, 902-1, 903-1, 906-1, 906-2, 907-1, 908-1, 910-1, 910-3, 911-2, 912-1, 913-1, 914-1, 923-1, 923-3, 924-1, 924-3, 925-1, 925-3, 926-1, 926-5, 927-1, 927-3, 928-4, 940-5, 940-8, 941-9

(農用地区域内の農地)

福山市神辺町大字八尋字野保呂

898-1, 899-1, 901-1, 901-2, 902-1, 903-1, 906-2, 907-1, 908-1, 910-1, 910-3, 914-1, 923-1, 923-3, 924-1, 924-3, 925-3, 926-1, 926-5, 927-1, 927-3, 928-4, 940-8, 941-9

(市街化調整区域)

福山市神辺町大字八尋字野保呂

898-1~4, 899-1~5, 900-1~2, 901-1~6, 902-1~3, 903-1~2, 904-1~3, 905-1~7, 906-1~5, 907-1~3, 908-1~3, 909-3, 910-1~5, 911-1~3, 912-1~4, 913-1~4, 914-1~4, 923-1~4, 924-1~4, 925-1~4, 926-1~5, 927-1~4, 928-1~7, 929-2~7, 930-1~8, 940-1~9, 941-1~9, 942-2, 942-7

(地域内における公共施設整備の状況)

本区域は、下水道事業計画区域外であり、汚水処理施設の設置は地域経済牽引事業を実施する事業者の負担で事業地内にて行うことを基本とする。その他の公共施設（道路、電気、ガス、上水道）は整備済みであり、新たな大規模な公共施設整備を実施する必要はない。

(地域内の遊休地等の状況等)

福山市は、産業用地を確保するため、福山北産業団地第2期事業を実施し、2023年9月に造成工事が完成したが、すでに全区画に立地企業が決定しており、福山市内の市街化区域に、新たな工場が立地可能な工業団地や遊休地は存在しない（令和6年度工場適

地調査)。

(他計画との調和等)

本区域は、福山市の北東部に位置し、国道313号に近接し、山陽自動車道福山東ＩＣまでのアクセスが良い区域である。

備後圏域都市計画マスタープランにおいては、「高速道路ＩＣ周辺など交通利便性の高い場所では、地域の産業振興、雇用創出等を図るため、市街化調整区域における地区計画の活用などにより無秩序な開発等を抑制しながら、適切な土地利用の誘導を推進します」とされており、「内陸部の既存の工業団地等については、広島空港や高速道路ＩＣ等への近接性を活かし、生産拠点としての機能を維持・強化します」とされている。

福山市都市マスタープランにおいては、本区域は「自然共生ゾーン」に位置付けられ、「産業振興のために計画的な基盤整備が行われる地域については、周辺の自然環境との調和を図るものとし、周辺地域の市街化の抑制に努めます」とされている。

また、産業基盤の整備として「自然環境との調和に配慮しながら、新産業などの受け皿として計画的な工業用地の供給を進めるとともに、交通アクセスの整備により、地域産業の活性化と生産性の向上を図る。」とされている。

福山市産業振興アクションプランでは、本市の経済を支える製造業が集積する地域である既存産業・工業団地周辺を産業集積エリアと設定し、「地域経済の活性化を図るため、市街化の抑制に配慮しつつ、産業の集積を図ります」としている。

福山農業振興地域整備計画では、本区域に含まれる農地は、区画整理等の農業生産基盤が整備されていることから、集落法人の支援による地域活性化を促すこととされており、道路計画等により、集団的農地の細分化等が懸念される場合には十分に調整を行うとしている。

以上の各計画の位置付けから、当該重点促進区域における地域の成長発展につながる「成長ものづくり分野」に関連する地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、備後圏域都市計画マスタープラン、福山市都市マスタープラン及び福山農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記（1）を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設置する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

なお、農業振興地域整備計画に記載の内容と整合が取れていない場合にあっても、

農地以外の土地については地域経済牽引事業に活用することとする。

【重点促進区域】福山市「神辺町大字八尋（字野保呂）」

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、関係市町及び広島県の農林水産部局等と十分に調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないようにすること

本区域内の農地及び周辺農地に影響を及ぼすおそれのある土地において土地利用調整区域を設定する場合は、周辺農地の営農環境に支障がなく、かつ高性能農業機械の営農に支障を及ぼすおそれがない縁辺部の農地を設定することとし、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進及び農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じるなどの土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、関係市町及び広島県の農林水産部局等と十分調整を行うこととする。

本区域内において、今後、農業用排水施設の更新作業が実施される場合でも、当該受益地において開発が行われることを避けるなど農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、関係市町等及び広島県の農林水産部局や担当部局と調整することとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性および活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓）を実施した区域を含めないこと

本区域内において、ほ場整備事業の実施は完了しているが、今後、当該事業の対象になった農地も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、本区域において農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされてい

る農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含まないこととする。加えて、本区域内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に關し必要な事項

【重点促進区域】福山市「神辺町大字八尋（字野保呂）」

(立地条件)

本区域は、全域が市街化調整区域である。

本区域は、国道 313 号に近接し、山陽自動車道福山東 I C へのアクセスが良く、県道下御領井原線等の接続もあり、良好なアクセスを有している。近隣には、神辺工業団地があり、重要港湾福山港まで車で約 40 分と産業に適した区域となっている。

福山市都市マスタープランにおいて、北東地域は纖維関連産業の発達に加え、電子・電気関連企業が集積する産業基盤を有しており、近年は都市基盤整備の進展に伴い、日常生活サービス機能の充実が進んでいる地域とされており、将来土地利用の構想及び土地利用の方針として、「自然共生ゾーン」として「産業振興のために計画的な基盤整備が行われる地域については、周辺の自然環境との調和を図るものとし、周辺地域の市街化の抑制に努める」「国道 313 号バイパスの整備によって市街化の圧力が高まる下御領、八尋地区については、開発許可制度や地区計画制度の適切な運用により、都市的な土地利用の拡散を防止する」と記載しており、本市の経済を支える製造業の集積を促進することとしている。

土地利用調整を行う事業は、神辺工業団地に集積する電子・電気関連メーカーへ部品供給を行う樹脂製品等の製造工場の立地であり、産業が集積する既存産業団地の近接地に整備する必要がある。

また、対象施設は「高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設」であり、商業施設等の集客性のある施設でないことから、周辺の市街化を促進するおそれはない。

当市は総面積の約 18.8% が市街化区域であり、その内工業地域系の活用は 32.6% となっているが、官民が整備した 13 か所・約 200 ヘクタールの産業団地も完売しているため、企業立地に適した一定規模かつ整形の土地を新たに確保できない状況であることから、同市の市街化区域内で開発を実施するのは困難な状況である。

これらのことから、市街化調整区域での立地の必要性を認めることができる。

なお、本区域は、土砂災害警戒区域、浸水想定区域が含まれているが、排水対策として 2024 年 3 月に排水機が完成しており、避難を中心とした防災対策を進めるため、ハ

ザードマップ等による住民への情報伝達や、年1回実施している訓練による減災対策により、災害リスクの低減を図ることが可能と考える地域であるとともに、福山市地域防災計画に定めた避難施設（指定緊急避難所・指定避難所）に確実に避難できる区域である。

そのほか、災害危険区域等は含まれない。

(対象施設)

上記立地条件や当市が有する地域の特性及びその活用戦略である「成長ものづくり分野」の立地を通じた地域活性化の趣旨を踏まえると、本区域において整備される当該施設は、「高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設」であり、神辺工業団地に集積する半導体製造装置製造等の電子・電気関連メーカーへ部品供給を行う樹脂製品等製造工場を計画していることから、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ（3）②における（v）に該当するものであるため、立地条件は適当である。

(地図)



※重点促進区域と産業立地の促進のために必要と認められる区域は同一区域

《東広島市》

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域】東広島市「吉川地区工業団地及び隣接区域」
(市街化調整区域の範囲)

市街化調整区域は別紙2のとおり。

(地域内における公共施設整備の状況)

公共施設（道路、電気、ガス、上水道、工業用水、下水道）は整備済みである。

(地域内の遊休地等の状況等)

当該重点促進区域は工業地域及び市街化調整区域を含んでいる。区域内においては既存工業団地の未活用の産業用地や遊休地が存在しておらず、企業立地適地となる現に宅地化された土地も存在していない。

(他計画との調和等)

本区域は工業地域及び市街化調整区域を含んでいる。ただし、農用地区域は含んでいない。東広島市都市計画マスタープランにおいては、都市づくりの重点地区の計画的開発ゾーンとして「吉川工業団地周辺において、次世代を担う高付加価値型の産業集積を図り、持続可能な産業構造の構築及び地域経済の基盤強化につながるような工業系の産業基盤を形成」としている。また、土地利用及び市街地の形成方針として、「吉川工業団地周辺地区の産業用地としての活用」「既存の工業団地における環境に配慮した産業活動や立地の促進」と記載している。

本区域については、吉川地区工業団地及び隣接区域であり、広島圏域都市計画マスタープランにおける工業地の配置方針として、内陸部の既存の工業団地等については、広島空港や高速道路 IC 等への近接性を活かし、生産拠点としての機能を維持・強化することとしている。

一方、地域経済の発展に繋がる地域経済牽引事業計画の促進にあたっては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、広島圏域都市計画マスタープラン、都市計画マスタープランとの調和を図っていく。

(2) 土地の農業上の利用と調整に関し必要な事項

重点促進区域には農地が含まれていないため、該当なし。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域】東広島市「吉川地区工業団地及び隣接区域」

(立地条件)

本区域は、山陽自動車道志和インターインター、西条インターインター、国道 2 号へのアクセスが良く、一般県道 338 号吉川・大多田線等の接続もあり、良好なアクセスを有している。東広島市都市計画マスタープランにおいて、八本松地域は交通利便性を活かし、産業の高度化につながる都市機能が集積する地域と位置づけており、都市づくりの重点地区の計画的開発ゾーンとして、吉川工業団地周辺において、次世代を担う高付加価値型の産業集積を図り、持続可能な産業構造の構築及び地域経済の基盤強化につながるような工業系の産業基盤を形成することとしている。また、土地利用及び市街地の形成方針として、「吉川工業団地周辺地区の産業用地としての活用」「既存工業団地における環境に配慮した産業活動や立地の促進」と記載しており、既存立地企業の投資を支援することにより、高付加価値型の産業集積を促進することとしている。

土地利用調整を行う事業は、吉川地区工業団地に立地する半導体製造企業の工場拡張事業であり、重点促進区域には当該企業の本社および本社工場、試験研究施設が設置されている。当該事業において、整備する工場の付帯設備は、試験研究施設を有する本社工場の生産体制及び研究体制を増強するには必要不可欠な設備である。試験研究施設で開発された新製品の量産化についても、試験研究施設及び既存工場において研究を実施するため、新しい製造工程に必要な処理についても新たに整備する付帯設備を用いて検証する必要があり、既存の試験研究施設及び工場の近接地に整備する必要がある。

これらのことから、新たに整備する施設は、現にある試験研究施設及び本社工場の近傍に立地する必要があり、当該施設の整備及び当該施設での業務の実施に起因して、周辺における市街化を促進・誘発するおそれはない。

当市は総面積の約4.7%が市街化区域であり、その内工業地域系の活用は約20.5%となっているが、官民が整備した23カ所・約600ヘクタールの産業団地も完売しているため、企業立地に適した一定規模かつ整形の土地を新たに確保できない状況であることから、同市の市街化区域内で開発を実施するのは困難な状況である。

以上のことから、本区域において整備を予定する施設については、現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場であり、立地条件は適当である。

(対象施設)

上記立地条件や当市が有する地域の特性及びその活用戦略である「成長ものづくり分野」の立地を通じた地域活性化の趣旨を踏まえると、本区域において整備する当該施設は、既存の試験研究の用に供されている試験研究施設及び工場の増強と継続的な投資の実現には不可欠な施設であり、施設の整備により最先端のDRAMプロセス開発と量産体制の構築及び増強に寄与するものである。これは、経済産業省の半導体・デジタル産業戦略のを目指す先端性の高い半導体の生産基盤につながる事業であり、東広島市都市計画マスタープランの基本の方針である、吉川工業団地周辺地区を活用した、次世代を担う高付加価値型の産業集積を図る、持続可能な産業構造の構築及び地域経済の基盤強化とも合致している。

これらのことから、当該施設は、既存工場・既存研究施設の近傍に設置する必要がある。既存工場・既存研究施設の近傍の市街化区域において適切な土地が存在しないことから、市街化調整区域での実施が適当であるとともに、その周辺においてむやみに市街化を促進するようなものではなく、立地の必要性を認めることができる。

以上のことから、当該施設は、現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場であることから、基本的な方針の第一へ(3)②(ii)に該当するものである。

(地図)



10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。
「広島県地域未来投資促進基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更も含む。）を受けた土地利用計画調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお、従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。